

平成 30 年 1 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	4 件	田 畑	6,968.82 m <sup>2</sup> 1,836.00 m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	1 件	田 畑	1,125.00 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	2 件	田 畑	329.00 m <sup>2</sup> 4,616.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	2 件	田 畑	5,535.33 m <sup>2</sup> 507.00 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	3 件	田 畑	402.34 m <sup>2</sup> 988.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	1 件	田 畑	m <sup>2</sup> 770.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	15 件	田 畑	22,054.50 m <sup>2</sup> 5,313.00 m <sup>2</sup>
第8号議案	(イ) 農地法第5条の規定による許	2 件	田 畑	m <sup>2</sup> 8,519.00 m <sup>2</sup>
第9号議案	坂出農業振興地域整備計画	3 件		
<b>合 計</b>		<b>33 件</b>	<b>田 畑</b>	<b>36,414.99 m<sup>2</sup> 22,549.00 m<sup>2</sup></b>

会 議 名	3 0 年 1 月 定例会		
日 時	平成30年1月19日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員

氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 18 名出席

傍聴推進委員 濱 崎 郷 廣

# 定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成30年1月19日(金)午前 9時～
2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室
3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

事 務 局 長

おはようございます。

定刻前ではございますけれども委員さん皆様お揃いになりましたので、ただいまより1月の定例会を開催いたします。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計 33 件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、本日は、18名中 18 名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により  
大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

大 原 会 長  
職 務 代 理

おはようございます。

最近寒い日が続いており農作業のほうも大変かと思えます。

また、来週は強い寒波が来るようでございます。

そういつたなか委員さんには朝早くからお集まりいただき  
ありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

15番 國重 委員さんと

16番 穴吹 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

12番 藤本 委員さん

13番 宮本 委員さん

14番 猪熊 委員さんと 私で、昨日1月18日(木)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたい

と存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原会長  
職務代理

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」4件を  
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について  
ご説明いたします。

1番、…、面積 1,055㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

2番、…、面積 1,490㎡【議案読み上げ】

本申請は、本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

3番、…、面積 2,058㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

4番、…、面積 4,021.82㎡【議案読み上げ】

4番 高屋町 字浜西 1272番1 地目 田 面積 1,223㎡  
外8筆 計4,201.82㎡

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるもの  
であります。

本日の案件4件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、  
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項  
各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について  
関係者の親族であります、1番の木下委員さんには申し訳ありませんが  
審議の間 退席をお願いいたします。

(木下委員 退席)

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条  
許可申請」4件につきましては、原案どおり承認とさせて  
いただきます。

(木下委員 入席)

大原会長  
職務代理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」1件を  
議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」  
について、ご説明申し上げます。

1番、・・・、面積 1,290㎡【議案読み上げ】

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野委員

売買目的ということですが、具体的にはどういうことですか。

坂上書記

相手の方(譲受人)に売買するというだけしかわかりません。

梶野委員

農業をする人なのかそれ以外の人なのかわかっていますか。

坂上書記

そこまでは確認できておりません。

梶野委員

わかりました。

大原会長  
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条  
合意解約」1件を受受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続きまして第3号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題  
に供します。

なお、第3号議案の2番については  
現地調査を実施しておりますので12番 藤本委員さん  
に現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

藤本委員

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」の2番  
の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 499㎡【議案読み上げ】

申請地 川津町 宇金山 中讃農業共済組合中讃支所の北側に位置

無断転用の有無 無

転用目的 社会福祉施設 用地

申請理由 既存の共同生活援助施設では支援区分や設備の

関係から入所者等の要望に十分応えられないため、

本申請の計画に至ったため。

農地の区分 周辺の状況より第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で

あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 第8号議案イ 1番に関連

開発許可について1月申請予定であるとのこと。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

ただいま 藤本委員さんより 現地調査の報告が

ございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」について  
ご説明をさせていただきます。

2番については、概ね委員さんの現地調査のとおりで  
あります。

1番、…、面積 329㎡【議案読み上げ】

申請地 国道11号線 上氏部の三叉路から南に約へ  
約600m、綾川から東へ約600mに 位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 昭和44年頃に隣接宅地に自己住宅を建築した際に  
庭の一部や進入路が本申請地にも及んでしまっていたことが  
先々月の孫との5条転用申請に因り判明。□

その無断転用の解消のため

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

大原 会長  
職務 代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原 会長  
職務 代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可  
申請」2件について、うち1件につきましては委員会の意見書を添付して  
県へ進達し、2番の案件につきましては、転用面積が 2,000㎡以上ということで、  
1月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原 会長  
職務 代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」2件を議題

に供します。

なお、第4号議案の1番については  
現地調査を実施しておりますので12番 藤本 委員 さん  
に現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

藤本委員

<現地調査報告>

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」の1番  
の現地調査報告をさせていただきます。

1番、…、面積 5,575.33㎡【議案読み上げ】

さぬき浜街道と主要地方道高松王越坂出線(16号線)と  
の三叉路から明神川沿いを 南に約150mに 位置。

無断転用の有無 無

転用目的 倉庫 用地

申請理由 現在の倉庫が手狭となり作業に支障がでているため新しい  
倉庫が必要となった。

他の土地とも比較検討した結果、本申請地が工場に近く一番  
適していると判断したため。

農地の区分 周辺の状況より第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切で  
あり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

開発許可について1月申請予定であるとのこと。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

ただいま 藤本 委員 さんより 現地調査の報告が  
ございましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

岡崎 次長

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」について  
ご説明をさせていただきます。

1番については、概ね委員さんの現地調査のとおりで  
あります。

2番、・・・、面積 467㎡【議案読み上げ】

JR八十場駅から南へ約100m に位置。□

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 譲受人である所有者は市外に居住しており耕作していくことが困難となってきた。

また、一方で譲受人は事業として行っている太陽光発電施設用地を探していた。□

そうしたところ、本申請地の計画の話がまとまったため。

農地の区分 第3種農地(第一種低層住居専用地域)に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

太陽光発電を目的とした事業の場合に必要な、経済産業省の設備認定書類、電力会社との関連書類の提出がある。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」2件についてうち1件につきましては委員会の意見書を添付して  
県へ進達し、1番の案件につきましては、転用面積が 2,000㎡以上ということで、  
1月26日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原会長  
職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願い」3件を  
議題に供します。

なお、第5号議案の3件については現地調査を実施しておりますので 13番 宮本 委員 さんに現地調査の報告を

お願いいたします。

宮本委員

それでは、第5号議案「非農地証明願」3件について  
の現地調査報告をさせていただきます。

1番、…、面積 314㎡【議案読み上げ】

府中町 字 前谷下所 県道高松丸亀線(33号線)と県道府中琴南線(17号線)  
の三叉路から南東に約450m、さつきヶ丘団地より東へ 約150mに位置。

申請理由 平成19年頃より自然災害(池の決壊)により農地への復旧が困難と  
なったため。

申請理由についての証明 周辺関係者として本申請地周辺に居住し事情に  
詳しい、谷口推進委員からの証明書の提出がある。

2番、…、面積 993.34㎡【議案読み上げ】

3番、…、面積 83㎡【議案読み上げ】

2番については単有

3番については2人の共有のもので、許可書発行の都合上

2件での申請を事務局で指導したものの。

申請地 高屋町 字 浜西 さぬき浜街道と主要地方道高松王越坂出線  
(16号線)との三叉路から明神川沿いを 南に約500mに 位置。

第4号議案1番の譲渡人と同一の所有者で、その周辺の農地。

申請理由 農地法施行以前から隣接地と一体で宅地および進入路として利用して  
いたものであるため。

申請理由についての証明 市税務課発行の固定資産名寄せの提出がある。

大原会長  
職務代理

ただいま、宮本委員さんより 現地調査の報告がありました  
事務局からの補足説明を求めます。

岡崎次長

それでは、第5号議案「非農地証明願」についてご説明  
させていただきます。

先ほどの宮本委員さんからの説明について補足はございません。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

吉田委員

すいません、非農地証明した場合に地目は何になりますか。

岡崎次長

土地の現況に合わせた地目になると思われます。  
例えば、1番の場合は、池沼等になるのではないかと思います。

吉田委員

わかりました。

大原会長  
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願い」3件に  
ついて、原案どおり受理し処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続いて、第6号議案「農地改良に係る届出」1件を  
議題に供します。事務局に、第6号議案の説明を求めます。

藤井事務局長補佐

第6号議案 農地改良にかかる届出についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,051㎡ 【議案読み上げ】

届出内容 切土 最小 0.0m 最大 4.0m

盛土 最小 0.0m 最大 4.0m

(山土 3.65m、表土 0.35m)土壌改良

申請地は、高松自動車道下り線府中湖パーキングエリアより南へ  
約850m、府中町打越公民館より南西に 約200m に位置しており、  
平成29年11月定例会で諮問した農地改良に係る届出地の西隣にな  
ります。届出地には過去にも果樹(みかん)を植えて収穫していたが  
長年放置していたため木は枯れてしまい、荒れた状態となっている。  
今回、枯れたみかんの木を撤去し、粘性土の土壌を全て切り出して山  
土や農地剥ぎ取り土に入れ替える土壌改良をして、再び果樹(みかん)  
を栽培するために農地改良の届出を行ったものです。

工事に当たって、東側農地と西側道路からは1.5m、南側市道からは1.0mの距離をあけて切土を行うという事で、0.0m～4.0mの切土、盛土となります。

工事期間が2月1日から6月30日と6ヶ月以内であり、工事を請け負う(有)鴨工業との工事請負契約書の写しが添付されております。なお、切土の深さが4mと深くなることから、保安施設として進入防止のロープ、バリケード等を設置し、安全策を講じるとのことです。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農地改良に係る届出」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」15件を  
議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」について  
説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が8件、更新が2件、  
再設定が5件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が3件となっております。

以上、農用地利用集積計画書15件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大 原 会 長  
大 職 務 代 理

特に ご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用  
集積計画書」15件について、原案通りこれを受理し、処理して  
まいります。

大 原 会 長  
大 職 務 代 理

続いて、第8号議案(イ)「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更」2件を

議題に供します。事務局に、第8号議案(イ)の説明を求めます。

1番、…、面積 1,272㎡【議案読み上げ】

香川県農業共済組合中讃支所の北側に位置

先ほどの第3号議案2番に関連するものです。

転用目的 駐車場 用地

事業計画の変更を必要とする理由 当初は駐車場単独としていたが、隣接地と  
一体利用を計画し排水施設の変更が必要になったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地  
への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 平成28年10月17日 許可

1番、…、面積 7,247㎡【議案読み上げ】

富士見町の角山霊園から 北へ 約50m に位置

転用目的 駐車場 用地

事業計画の変更を必要とする理由 当初は建築資材販売場として許可を受けたが  
工事をせずそのままとなっていた。平成28年に所有していた駐車場の売却により  
駐車場が必要になったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地  
への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 平成20年1月25日 許可

以上です。

代表者の名前について当初の許可から変更があったためでございます。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案(イ)について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案(イ)「農地法第  
5条の規定による許可後の事業計画変更」2件 について、  
原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達する  
ことといたします。

大原会長  
職務代理

引き続きまして、今月は農政部門の第9号議案がございますようで、  
「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」3件を議題に供し  
ます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、第9号議案の「坂出農業振興地域整備計画変更の  
事前協議」について説明をさせていただきます。  
「農業振興地域の整備に関する法律」により定められました 農用地  
からの除外申請が今月3件、坂出市に提出され農業委員会の意見を  
求められております。

議案に基づき説明

議案の16ページが産業課から提出のあった農用地区域からの除外  
申請の総括表で、17ページ以降が個別案件の説明になります。

・・・ 以上で説明を終わります。

大原会長  
職務代理

事務局の説明が終わりました。第9号議案の「坂出農業振興地域  
整備計画変更の事前協議」について 何かご意見・ご質問等は  
ございませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第9号議案の「坂出農業振興地域  
整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。

農用地からの除外申請 3件について、除外はやむを得ないものとして坂出市に回答することいたします。

大原会長  
職務代理

以上で、本日の農地法等許認可申請として提出された議案および農政部門として提出された議案の審議を終了します。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

大原会長  
職務代理

それでは、これもちまして1月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時35分終了

平成30年1月19日